

令和6年度 くるみん助成金のご案内

「くるみん認定・くるみんプラス認定」 「プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定」 を受けた中小事業主に、助成金を支給します！

中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業（概要）

1. 目的と意義

本助成金事業は、子ども・子育て支援法に基づき、労働者に係る育児休業等の取得を促進するなど、子ども・子育て支援に積極的に取り組んでいる事業主に助成金を支給することで、企業における子ども・子育て支援環境の整備を促進し、仕事と子育ての両立に資することを目的としています。

「新子育て安心プラン」の支援策のひとつとして、「くるみん認定・くるみんプラス認定」「プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定」を受けた中小事業主に対し、助成金を支給します。

実施期間：令和3年10月1日～令和9年3月末まで

2. 助成額

上限50万円/事業主 ※対象となる事業の実施に要する経費（実費）

3. 令和6年度申請受付期間

令和6年5月27日(月)～令和7年2月7日(金)

4. 助成対象となる事業

中小事業主において、**労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備**を行う事業を対象とします。具体的には次のような取組を実施することとなります。

- ①労働者の育児休業等の取得を促進するための取組
- ②労働者の子育てを支援するための取組
- ③労働者の業務負担の軽減や所定外労働時間の削減等を図るための取組
- ④その他労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な取組

5. 経費の具体例

※経費の具体例の詳細は、令和6年度版「くるみん助成金利用ガイド」をご参照ください。

- ① ■育児休業・時短勤務などを取得する労働者の業務を代替する労働者の給与
■(同上) 業務を代替する労働者を採用した場合の求人広告費・人材紹介料・面接にかかった費用
■(同上) 業務を代替する労働者を採用せず、社内（部署）で業務分担した場合の代替業務に対応した手当等、他
- ② ■所定外労働の制限、時短勤務制度やフレックスタイム制度等の制度の導入にかかる費用（規定制定のための社労士費用等）
■労働者のための事業所内保育施設または企業主導型保育所の設置運営にかかる費用
■保育所、学童クラブ、ファミリーサポート等、労働者が利用した子育てサービス利用料の補助、他
- ③ ■労働者の業務負担の軽減や所定外労働時間の削減等を図るために増員する労働者の給与
■(同上) 増員する労働者を採用した場合の求人広告費・人材紹介料・面接にかかった費用
■(同上) 外部業務委託費用
■在宅勤務手当
■PC・タブレット・スマホ等の機器・周辺機器購入費用、リース代、ネットワーク整備費用、オンライン会議システム利用料等のランニングコスト 他
- ④ ■年次有給休暇取得促進・普及のためのパンフレット作成、セミナー・研修会の実施
■女性労働者の就業継続やキャリア形成の支援のための取組
■福利厚生代行サービスの導入・利用費用（子育て支援サービスが含まれているもの）
■会社独自の支援金制度（出産見舞金、育児両立支援金、子ども手当等）
■会社独自の特別有給休暇取得にかかる費用(子育て支援に資するもの) 他

6. 対象事業主

本助成事業は、次の[1]及び[2]の事業区分ごと、それぞれ定める要件を満たす事業主が助成の対象となります。助成要件等の審査を行った上で、助成を決定します。

[1] くるみん認定・くるみんプラス認定

【要件】 次の4つの要件を満たす事業主

- ① 子ども・子育て支援法に規定する一般事業主（事業主拠出金を納付している事業主）であること。
- ② 令和5年度または令和6年度（令和7年2月7日まで）において、「くるみん認定」又は「くるみんプラス認定」を受けたこと。
- ③ 次世代育成支援対策推進法に規定する中小事業主（常時雇用する労働者数300人以下の事業主）であること。
- ④ 当該くるみん認定・くるみんプラス認定に係る行動計画終了日の属する事業年度の末日が、以下であること。

※令和5年度認定取得⇒令和4年4月1日以降 ※令和6年度認定取得⇒令和5年4月1日以降

- ◇ 事業主は行動計画の計画期間（2～5年間）終了後、都道府県労働局に申請し、くるみん認定・くるみんプラス認定を受けることとなります（各認定は、複数回受けることができます）。
- ◇ 本助成事業は、令和5年度または令和6年度に、くるみん認定・くるみんプラス認定を受けた事業主に助成を行うものであり、**1回の認定につき、1回の助成（上限50万円／事業主）を行います**（助成の申請が必要です）。

[2] プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定

【要件】 次の4つの要件を満たす事業主

- ① 子ども・子育て支援法に規定する一般事業主（事業主拠出金を納付している事業主）であること。
- ② 令和6年3月31日時点において、「プラチナくるみん認定」又は「プラチナくるみんプラス認定」を受けていること。
- ③ 次世代育成支援対策推進法に規定する中小事業主（常時雇用する労働者数300人以下の事業主）であること。
- ④ 「両立支援のひろば」に直近の次世代育成支援対策実施状況を公表していること。

- ◇ 認定の流れは、くるみん認定・くるみんプラス認定と同様です（認定は1回のみ）。
- ◇ 本助成事業は、プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定を受けている事業主に対し、認定が取り消されない限り、**認定を受けた翌年度から令和8年度まで毎年度、助成（上限50万円／事業主）を行います**（毎年度、助成の申請が必要です）。

くるみん認定制度の詳細については、厚生労働省のHPをご確認ください。

（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html



【助成申請手続きは、くるみん助成金ポータルサイトへ】

一般財団法人女性労働協会 くるみん助成金事務局 URL：<https://kuruminjosei.jp/>

【助成制度や助成申請手続きなどの問い合わせ先】

電話：03-6453-7020 メール：info@kuruminjosei.jp